

議 事 録

| | | | |
|------|--|-----------------------|----------------|
| 会議名 | 釧路市障がい者自立支援協議会 第1回 権利擁護部会 | | |
| 事務局 | 釧路市障がい福祉課 釧路市障がい者基幹相談支援センター | | |
| 開催日時 | 令和元年7月25日(木)10:00~11:00 | | |
| 開催場所 | 釧路市役所本庁2階 会議室A | | |
| 出席者 | 委員 | 別紙参加者名簿のとおり | |
| | その他 | | |
| | 傍聴者 | | |
| | 事務局 | 白山 昭子 | 釧路市障がい福祉課 課長補佐 |
| | 島 幸恵 | 釧路市障がい福祉課 主査 | |
| | 林 恵太 | 釧路市障がい福祉課 主事 | |
| | 金子 一也 | 釧路市障がい者基幹相談支援センター 所長 | |
| | 布田 沙織 | 釧路市障がい者基幹相談支援センター 相談員 | |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 部会長挨拶 2. 新部会員の紹介 3. 令和元年度 権利擁護部会活動計画について 4. 意思決定支援について 5. その他 | | |

議 事 内 容

1. 部会長挨拶

2. 新部会員の紹介

釧路保健所（小泉氏）、釧路地方検察庁（川崎氏、鈴木氏）

3. 令和元年度 権利擁護部会活動計画について

今年度の部会については、令和元年7月、9月、令和2年2月の3回開催。9月に部会と併せて、障害者差別解消地域支援ネットワーク会議を開催する。

前年度より、従前の各センターの活動報告から、各部会員の障がい者の権利擁護に関する日頃の関わり方や課題について意見交換を行い、多くあげられた意見を今年度の議題として取り扱うこととした。意見集約の結果、「意思決定支援」について多くの意見・課題があげられており、このテーマのもと今年度の部会運営を行っていくこととした。詳細については以下のとおり。

○第1回権利擁護部会

・日頃、障がい者と関わりの少ない部会員も多く、今一度「意思決定支援」について考え、部会員間で共通認識やイメージ共有を図ることを目的に、「障がい者の意思決定支援」について講義を行う。

（講師：釧路市障がい者基幹相談支援センター所長 金子 一也）

○第2回権利擁護部会

・「意思決定支援」についてイメージ共有を図ったうえで、各機関の立場からどのような支援ができるのか、役割を明確化し、より幅の広い支援へとつなげるため、事例を基にケーススタディを行う。

・事例については、第1回部会終了後、各部会員へアンケートを実施する。

4. 意思決定支援について

釧路市障がい者基幹相談支援センター 金子所長より、別紙資料に基づき講義。その後、議論を行う。

【篠田部会長】

憲法13条で幸福追求権にて自己決定権が規定されており、障がい者の自己決定権を侵害することは人権侵害にあたる。

多重債務の事件を担当すると、スマホ決済やネット環境のコミュニティの中でトラブルになることが多い。スマートフォンの使用を禁止するなど行動を制限せず、多重債務に陥ることの無いよう支援していくことに難しさを感じる。

【釧路市障がい者基幹相談支援センター】

バンドルカード（クレジット機能付きプリペイドカード）を使用し、お金を使い込んでしまうことで多重債務まではいかないが、その入り口になっている。本人に多重債務の意識はなく、本人の気づきが重要となる。

議 事 内 容

【北海道地域生活定着支援釧路センター】

普段支援しているのは刑務所から出所する方なので、行動を制限することが多い。例えば本人は一人で外出することを希望するが、一人で外出すると万引きを繰り返してしまう。一人で外出できる方法を本人と一緒に考え支援しているが、制限してしまうことが多くジレンマを抱えている。

【釧路保健所】

精神科受診している方の医療中断の自己選択や、トラブルを起こした方の住まいの確保について、支援者側の考えと本人の考えの違いがあり、本人の考えを尊重しながら支援していくことに難しさを感じている。

【市立釧路総合病院 医療相談室】

日々、入院支援・退院支援に携わっており毎日の業務が意思決定支援となっている。本人、家族、医療の3者間で意見が一致しなくとも、最終的には本人の意思を尊重するが、その後の支援のあり方についても大切と感じている。しかし、精神保健福祉法による医療保護入院や、医療者側が誘導的に関わらざるを得ないケースがあり、本人の意思決定とは相反する結果となることもある。

【くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん】

最近の事例では、本人の能力から明らかに難しい業務を希望し行っていたが、障害特性もあり言葉だけでは理解できないため、職場体験等の実体験をもとに、経験を重ね本人が納得したうえで支援することを心がけている。

【釧路市権利擁護成年後見センター】

障がい者の意思決定支援は金銭がからむことが多いと感じる。就労しながら支援している方で、やりたいことがたくさんあるが、収入が伴わないという現状がある。

本人の話聞き意思疎通を図り、支援者からのアプローチにメリハリをつけるなど、支援の方法や対応を工夫することで、本人の自覚を芽生えさせる方法もあるのではないかと。

現在受任している中では高齢の方が多傾向であり、本人の意思を感じ取ることが難しい為、後見人からの問いかけに任せている現状となっている。

【釧路市生活福祉事務所】

スマホの利用料に関して、トラブルになるケースがあるが、支援者側が契約内容を把握していないことで、適切に支援することができないことがある。

ギャンブルにお金を使い、家賃滞納が続き引っ越すことになり、必要な資金を支給したが、支給されたお金はギャンブルに使い引っ越し手続きが滞っていた。このような場面でもギャンブルを止めることは自己決定権や愚行権の侵害にあたるのか。

議 事 内 容

【釧路在宅障がい者の会】

札幌に行った際に、飲みすぎて転倒しホテルに帰り応急処置したことがある。愚行権を尊重するのであれば、自己責任が伴うと思う。

【篠田部会長】

愚行権にも「内在的制約」がある。自分や他人の生命を脅かすものを認めるわけにはいかない。

【釧路保護観察所】

共同意思決定の例として、ケア会議がある。医療観察制度の中でもケア会議は重要なものであり、すべての関係者に加え、本人及び家族に必ず出席してもらい、今後の生活について協議している。一方で愚行権について、すべてのケア会議へ本人が参加し、本人の意思、意見を尊重しているが、医療観察制度の側面から、社会復帰が最終目的であり、同じことを繰り返さないことを考えるにあたり、場合によっては、本人の意思に対して助言や制限をかけていくことがある。

また、支援を行っていく中で、関係機関のごとの役割分担を決めることが大切だと感じる。

【釧路地方検察庁】

入口支援を担っており、再犯の防止に向けて支援している。最近の事例では、成人男性で初めて犯罪を犯した後、知的障がいの診断を受けた方がおり、釈放に向け、医師より療育手帳を取得し福祉的支援を受けることが望ましいと助言を受けた。今回は本人が納得した上で、療育手帳申請し施設入所につながる見込みとなったが、本人が納得しなかった場合は支援に行き詰っていたことも考えられ、難しさを感じる。

【篠田部会長】

支援者が悩み続けながら支援することがデフォルトの姿だと思う。

5. その他

・釧路市よりイベント等の周知

「第5回まちなかにぎわい広場」、「市民向け手話講座」について案内を行った。

・事務局より次回部会に向け事務連絡

本部会終了後、次回の部会にて行うケーススタディの事例のアンケートを送付するため協力いただくよう依頼。